

屋外広告物安全点検報告書の作成について

名古屋市内で屋外広告物を表示する場合は、「名古屋市屋外広告物条例」により屋外広告物の安全点検及び点検結果の報告が義務付けられています。作成に当たっては、以下をご確認いただき、継続許可申請書と併せて提出してください。

- 安全点検報告書の提出がない場合、継続許可申請を受け付けることができませんので、必ず安全点検結果の報告をお願いします。
- 安全点検報告書に記入漏れがある場合は、継続許可申請を受け付けることができませんので、注意してください。（※記入例をご参照ください。）

1 通常点検(資格要件のない点検)について

- すべての屋外広告物が対象です。
- 安全点検は毎年1回行ってください。
- 点検方法に定めはありません。広告物の状況に応じた適切な点検を行ってください。
- 点検者の点検資格は問いません。

2 特別点検(有資格者による点検)について

- 屋上広告、地上広告、壁面広告、突出広告等で、広告物自体の高さが4 mを超えるもの又は1基の表示面積の合計が10 m²を超えるものは3年に1回、通常点検（資格要件のない点検）に代えて特別点検（有資格者による点検）を行ってください。
 - ・ 3年許可物件：継続許可申請の都度、特別点検（有資格者による点検）が必要です。
 - ・ 1年許可物件：3回に1回の頻度で、特別点検（有資格者による点検）が必要です。他の2回は通常点検（資格要件のない点検）で構いません。
- 点検方法に定めはありません。広告物の状況に応じた適切な点検を行ってください。
- 有資格者とは、屋外広告士、建築士（1、2級）、電気工事士（1、2種）、特定建築物調査員、電気主任技術者（1、2、3級）、屋外広告物点検技能講習の修了者です。

3 点検結果の報告(安全点検報告書)について

- 現況をお伝えいただきたいため、なるべく継続許可申請の直前に安全点検を実施し、結果を報告してください。
- 次の写真の添付が必要です。
 - ・ **広告物の全景写真**
 - ・ **要修理箇所の修理前後の写真**（点検結果に異常があり「要修理」に該当するもの）
- ※ どの写真かわかるよう、対応する申請書にホッチキス等で留めてください。
- ※ 1つの継続許可申請書において複数の広告物を申請している場合、すべての広告物の全景写真が必要です。ただし、広告物の形状・大きさ等がすべて同じ場合は、代表する広告物の全景写真のみで構いません。
- ※ 点検作業中の写真は不要です。
- 「異常有」の場合は、「備考」欄に必要事項を記入してください。
- 「要修理」箇所がある場合は、修理が終わり次第、「修理済み」欄にチェック（あるいは日付の記入等）をしてください。

【お問い合わせ】

名古屋市住宅都市局 ウォーカブル・景観推進課

住 所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電 話：052-972-2735 FAX：052-972-4485

メール：a2735@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp